

令和 8 年度後期 大田区物価高騰における介護サービス事業所・施設 に対する支援金交付手続きのご案内

大田区は、区内介護サービス事業所・施設（以下、「事業所」）が令和 8 年 1 0 月から令和 9 年 3 月までの間に物価高騰の影響を受けた経費の一部に対し支援金を交付することにより、サービス提供の継続を支援します。この支援金は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し交付しています。

1 対象事業所

大田区内に所在地を有し、介護保険法に規定する以下の事業所（区立施設は除く）

- (1) 入所系サービス：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護
- (2) 通所系サービス：通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護
- ※通所介護、通所リハビリテーションで昼食を提供していない場合は対象外です。
- ※短期入所系は特養、老健と併設の事業所は対象外です。

2 対象要件（以下のすべての要件を満たすこと。）

- (1) 令和 8 年 1 0 月 1 日時点で、各関係法令に基づき、東京都又は大田区の指定等を受けていること
- (2) 令和 8 年 1 0 月 1 日時点で、大田区内に所在し、介護給付費等を受ける事業所であること
（みなし指定の事業所にあつては、介護給付費を受けている事業所）
- (3) 介護サービスを提供する事業を継続する意思のある事業所であること

3 補助金額・補助対象経費

(1) 補助金額

- 入所系サービス：利用定員数 1 名につき 5 千 5 百円
- 通所系サービス：利用定員数 1 名につき 2 千円

1 事業所あたり 1 回まで、予算の範囲内で交付します。

対象となる事業所（※ 1-1～5-2）		1 事業所当たりの交付額
事業所の種類	サービス種別	
入所系サービス (※ 2) (※ 3) (※ 4)	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	利用定員数× 5,500 円
	介護老人保健施設（老人保健施設）	
	介護医療院	
	短期入所生活介護（※ 2）	
	短期入所療養介護（※ 3）	
	認知症対応型共同生活介護	利用定員数× 5,500 円

対象となる事業所（※1-1～5-2）		1 事業所当たりの交付額
事業所の種類	サービス種別	
	特定施設入居者生活介護（※4）	大田区が保険者で左記介護給付費を受けている要支援1以上の入居者数×5,500円
通所系サービス（※5）	通所介護	利用定員数×2,000円
	通所リハビリテーション	
	小規模多機能型居宅介護	
	看護小規模多機能型居宅介護	
	認知症対応型通所介護	
	地域密着型通所介護	

- （※1-1）対象事業所については、令和8年10月1日時点で指定を受けている事業所であり、かつ介護給付費を受領している事業所とする。休業中は含めない。
- （※1-2）事業所が、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。
- （※1-3）事業所が、介護サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。
- （※1-4）サテライト事業所・施設は、本体事業所・施設とは別の対象事業所とする。
- （※1-5）同一建物内で複数の入所系サービス又は通所系サービスを実施している対象事業所は、サービス種別ごとに申請することができる。
- （※1-6）1事業所当たりの交付額の利用定員数・入居者数等は、令和8年10月1日時点とする。
- （※1-7）他の制度により対象経費（食材費）に対する補助を受ける場合は支援金の対象外とする。
- （※2）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と併設している事業所は除く。
- （※3）介護老人保健施設（老人保健施設）と併設している事業所は除く。
- （※4）特定施設入居者生活介護の対象事業所は、介護保険法第8条第11項に基づき指定を受けた施設とする。
- （※5-1）通所系サービスにおいて、午前・午後に分けて2単位の場合は1単位の定員数とする。ただし、訓練室を分けて2単位の場合は利用定員を合算した定員数とする。
- （※5-2）通所系サービスで昼食を提供していない場合は、支援金の対象外とする。

（2）補助対象経費

食材料費

4 留意事項

- （1）支援金交付額は定員1名あたりの定額です。
- （2）申請は、1法人1回限りになります。
- （3）東京都等の他の制度で受領している補助対象経費は、当該制度においては対象外です。

5 補助対象期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

6 申請の流れ

(1) 支援金交付申請（事業所から区に提出）

法人が大田区内で運営するすべての事業所について申請してください。

申請は、1 法人 1 回限りになりますので、対象介護サービス事業所の漏れがないように提出してください。

申請書類は、以下の①～⑤を郵送してください。

※令和 8 年度前期の支援金と同一口座への振込を希望する場合は④、⑤の提出は不要です。

【申請期間】

令和 8 年 1 0 月 1 日（水）から令和 8 年 1 2 月 2 5 日（金）まで【必着】

郵送先は、「7 交付申請等郵送先」（4 ページ）をご覧ください。

提出書類	
①	「令和 8 年度後期大田区物価高騰における介護サービス事業所・施設に対する支援金交付申請書」（第 1 号様式）
②	「内訳書」（令和 8 年 1 0 月～令和 9 年 3 月）（第 2 号様式） 「内訳書」（令和 8 年 7 月～9 月）（第 2 号様式）
③	「令和 8 年度後期物価高騰介護サービス事業所・施設に対する支援金チェックリスト」 ※提出書類をチェックし、担当者、連絡先等必要事項を記載し同封してください。
④	支払金口座振替依頼書 ※振込口座情報等を記載し、請求書に使用するものと同一印を押印してください。
⑤	振込先の通帳又はキャッシュカードの写し ※口座番号、口座名義人が確認できるページ（表紙をめくった 1 枚目）をコピーしてください。電子口座の画面コピーも可。

(2) 支援金交付決定（区から事業所へ送付）

申請書類を審査し、「支援金交付決定通知書」（又は「支援金不交付決定通知書」）を郵送します。

(3) 支援金交付（区から事業所へ支給）

口座振替依頼書に記載された口座に振り込みます。

申請の流れのフロー図

- 申請様式等は、大田区ホームページに掲載しています。
- 記載例をご確認の上、記載漏れのないよう作成してください。

【事業所】

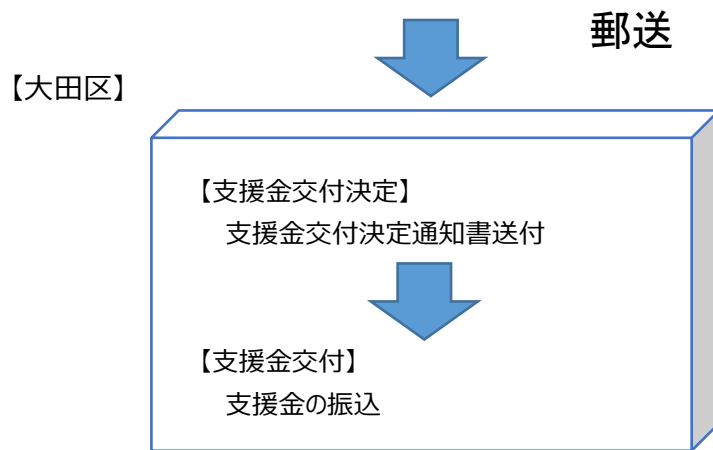
【支援金交付申請】

【申込書類・方法】 以下①～⑤を郵送

【申請期間】 ※「6 申請の流れ」【申請期間】を
参照してください。

- ①支援金交付申請書（第 1 号様式）
- ②内訳書（第 2 号様式）
- ③支援金交付申請提出資料チェックリスト
- ④支払金口座振替依頼書
- ⑤振込先の通帳又はキャッシュカードの写し

R8 前期の助成金を受領した
口座と同じ振込口座を希望す
る場合は、④⑤の提出は不要
です。申請書にチェックを入れ
てください。



7 交付申請等郵送先

申請書等は郵送にて提出してください。

※申請の宛先が介護サービス事業所と障害福祉サービス事業所で異なりますのでご注意ください。

【郵送先】〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14 大田区福祉部介護保険課 支援金担当 宛

8 問い合わせ先

大田区福祉部介護保険課

基盤担当 電話：5744-1637 居宅担当 電話：5744-1655